

川田工業(株)安全衛生協議会

# 規 約



川田工業株式会社

# 川田工業(株)安全衛生協議会規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は川田工業(株)安全衛生協議会（以下本会という）と称す。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は川田工業(株)（以下会社という）内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は会社と会社の工事を下請する会社（以下会員という）の連携と協力により労務管理、安全管理、衛生管理及び相互扶助を行い共存共栄を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 労働災害防止のための全ての活動。
2. 被災労働者の補償救済（細則は別に定める）。
3. 会員会社従業員の福利厚生、生活向上に関すること。

第 5 条 本会の事業に必要な経費は会員の拠出する会費と会社の負担金をもってあてる。

## 第 2 章 会 員

(会費の種別)

第6条 会員の種別は正会員と準会員とする。

正会員 会社の発注する工事の施工を常態とする会社。

準会員 会社の発注する工事の施工を常態としない会社。

(会員の資格取得)

第7条 会社の発注する工事を請負った時、又は工事を開始したとき自動的に会員の資格を取得する。

(会員の資格喪失)

第8条 会員の資格は工事終了と同時に喪失するものとする。但し、正会員にあつては年度途中で工事が終了した場合は、年度の末日までは会員の資格を喪失しない。また次年度に於いて引き続き会社より工事を請負うと見込まれる場合は引き続き会員とする。

(会員の権利と義務)

第9条 会員はすべて公正な権利と義務を有し、本会の規約を遵守し運営にあたり自主的に協力しなければならない。

(会員の資格剥奪)

第10条 会員は次の場合、会員の資格を剥奪されることがある。

1. 会員が給付金の請求に当たり、故意又は重大な過失により不実の事項を記入申告したとき。
2. 本会の健全な運営を著しく阻害したとき。  
前項により、会員の資格を失った者及びその従業員は、資格を失ったとき以降に生じた事故については給付金の請求権は消滅するものとする。

## 第 3 章 役 員

(役 員)

第11条 本会は円滑な運営のため次の役員を置くことが出来る。

会 長	1 名
副会長	1 名
幹 事	若干名
監査役	2 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
相談役	2 名
顧 問	1 名

(役員を選出)

第12条 役員を選出は会員の互選による。

(役員任期)

第13条 役員任期は2ケ年とし再任は妨げない。

#### 第 4 章 会 費

(会費の納入)

- 第14条 1. 会員は会費として会社発注金額に0.1%を乗じた金額を納入するものとする。  
この場合10円未満の端数は切捨てるものとする。
2. 前項において納入された会費は、次の各号の場合を除き返還しない。
- (1) 事務処理上の誤りがあったとき。
  - (2) 本会が解散したとき。
  - (3) 見込み請負金額と確定請負金額との間に差を生じたとき。
3. 第2項(2)の精算は、事由が発生したときの既経過月数(端数は1ケ月とみなす)分を控除したものとする。

#### 第 5 章 会 議

(会 議)

第15条 会議は年1回会長が召集し正会員の中から選出された役員をもって構成する。

第16条 会議は役員過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって行なう。

(役員会)

第17条 会長が必要と認めた場合、役員会を開催することが出来る。本会の運営上必要な事項は、役員会において決定する。

#### 第 6 章 会 計

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### 第 7 章 付 則

第19条 本規定は、平成7年4月1日より施行する。

本規定は、平成15年3月1日 一部改定施行する。

本規定は、平成18年4月1日 一部改定施行する。

本規定は、平成20年7月1日 一部改定施行する。

## 労 災 救 済 制 度 の 細 則

1. 本制度は、本会規約第3条の目的達成のため、会員会社の従業員が会社の工事施工中労働災害又は通勤災害により、死亡又は障害を受けたとき、会員を通じ被災者又は遺族に対し弔慰金又は見舞金を支給する。
2. 弔慰金又は見舞金の額は次の表の金額を限度として、役員協議の上決定する。

事 由	金 額
死 亡	4,000 万円
障害等級 1 級～3 級	6,000 万円
// 4 級	2,000 万円
// 5 級	1,750 万円
// 6 級	1,500 万円
// 7 級	1,000 万円
入 院	5 万円

障害等級は、労働者災害補償保険法施行規則別表第一による。

### 3. 給付金の制限

次の各号に掲げる災害及び会員の責任によるときは、前項の給付金は支給しない。

- (1) 本人の故意(故意の犯罪を含む)、重過失によって発生した災害。
- (2) 本人の泥酔運転又は無免許運転によって発生した災害。
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変によって発生した災害。
- (4) 暴動(群衆又は多数のもの集団行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう)によって発生した災害。
- (5) 地震、噴火又は津波によって発生した災害。
- (6) 原子力による災害。
- (7) 風土病に対する会員の責任。
- (8) 労災保険法等の給付の対象にならない身体の障害に対する会員の責任。
- (9) 加入している保険会社において不支給処分となったとき。
- (10) 会費滞納中に発生した災害。

### 4. 事故の認定

業務上災害及び通勤災害の認定並びに後遺障害等級の認定については、労働者災害補償保険を所管する官庁の認定による。

### 5. 弔慰金又は見舞金の請求

弔慰金又は見舞金を請求する場合は所定の請求用紙に次の必要書類を添えて行うものとする。

- (1) 障害補償給付支給決定通知書の写し
- (2) 医師の入院期間証明書
- (3) 交通事故の場合、事故証明書
- (4) 業務上災害証明書

本規定は、平成 26 年 4 月 1 日 一部改定施行する。

川田工業(株)安全衛生協議会事務局

帯広市東 5 条南 5 丁目 1 番地

川田工業(株)総務部労働安全室

TEL0155-27-3111

FAX0155-24-4226